

3.候補者の退職時の通知・返戻

- (1) 候補者の入社等の日から6ヶ月未満に、甲と候補者との間で締結した雇用契約等が終了した場合（雇用契約等の契約期間が当初から6ヶ月未満の場合は、当該雇用契約等の目的が達成されずに終了した場合に限る。以下同じ。）、甲は、直ちに乙に対して甲候補者の雇用契約等が終了したことおよび終了理由を証する書面を提出する。
- (2) 候補者の入社等の日から6ヶ月未満に、甲と候補者との間で締結した雇用契約等が、明らかに候補者の責に起因する解雇若しくは解除により終了した場合または候補者の自己都合による退職若しくは解除により終了した場合、乙は、下記の期間及び割合に応じて甲に返戻する。なお、返戻金に利息は発生しないものとする。

新任研修の間に退職した場合	紹介手数料の 100%
1ヶ月未満で退職した場合	紹介手数料の 70%
3ヶ月未満で退職した場合	紹介手数料の 50%
6ヶ月未満で退職した場合	紹介手数料の 20%

- (3) 乙は、本項第1号の書面を乙が受領した後、甲に対して、雇用契約等の終了原因を確認した旨の連絡を行う。かかる連絡時に、甲乙間で本項第2号に該当することの確認がなされた場合、甲は乙に対して返戻金に係る請求書を速やかに発行し、乙は、請求書発行日の属する月の翌月末迄に、甲の指定する銀行口座に返戻金を支払うものとする。
- (4) 甲と候補者の雇用契約等の終了が、以下の各事由に起因する場合、本項第2号の返戻金の対象外とすることを確認する。
- ・ 候補者の死亡・病気等の不測の事態であった場合
 - ・ 甲の候補者に対する処遇および業務内容が雇用契約等の締結前に示した条件と著しく異なっていた場合